

一般質問通告書

【第63回定例会】

多可町議会議長 河崎 一様
多可町議會議員 安田昇司



| 受領日 | 番号 |
|-------------|----|
| 平成27年3月2日 | |
| 午前・午後 8時31分 | 2 |

| 質問の項目及び要旨 | 答弁を求める者 |
|-------------------------|---------|
| 1. 明許繰越を少なくする年度を目指すのは如何 | 町長 |

繰越は、認められた財政手法ではありますが、私は積極的に適用すべきものでは無いと確信しています。（当然に国県の補正による繰越は除いてのことです）

さて、25年度の繰越明許費478百万円は、無事すべて事業完了しましたか。次に26年度は繰越明許費があるのですか無いのですか。あるとすれば27年度当初予算には125億4千万円が計上してありますので、これに繰越があると事業消化できるのかとの懸念も生まれます。とにかく、大型事業を控えて27年度は原則的に28年度への繰越明許を出さないことを目標とする年度にして、単年度会計の原則を見直す年度にすることが、今後の事業展開をスムーズにできる初步的な第一歩と考えますが、町長の見解を求めます。

| | |
|---------------------|----|
| 2. 本人通知制度の事務簡素化をすべき | 町長 |
|---------------------|----|

私は本人通知制度に登録しています。先日、こんなことに遭遇しました。本人通知書がきました。内容は住民票の写し、戸籍謄本、除籍謄本を第三者に交付したとの通知書でした。全く、心当たりの無かった私は正直ビックリして、加美プラザに飛んでいきました。加美プラザでは、登録は受付ますが通知事務は住民課です。との事でした。そのまま住民課に行きました。本人通知書は交付しました。との事でした。そこで、誰が取りに来られたのですか。と聞きますと開示請求は〔個人情報保護条例〕の関係ですので総務課の担当です。との返事でした。そのまま、総務課へ行って説明しますと、開示請求は決裁が必要ですので申請してください。との事でした。また14日以内に文書にて回答します。との事でした。

それから、私と家内は「誰が除籍謄本まで請求したのやろう」おかしいなあ、と悶々とした10日余りを過ごしました。

2月17日付の文書で個人情報一部開示決定通知書が来ました。

総務課へ行きますと、コピーするには1部20円必要ですので40円を納付してください。と言われやつとこさに職務上請求書のコピーをもらいました。

本人通知制度での登録の必要性も個人保護条例の重要性も十分に認識していますが、この事務の流れには間違いでは無いが、いささかのとまどいや抵抗を感じました。

これ、一般の住民の皆さんなら役場へ大きな抵抗を感じられるだろうなあ。とも思いました。もっともっと、事務的でなく親切でやさしい役場であって欲しいなあ。も実感でした。

個人保護条例は住民票関係だけでなく、たくさんの件数がありますので総務課担当ですとの説明でしたが、一般住民の皆さんに一番かかわりのある、住民票、戸籍等についてだけは地域局でも発行するのですから、少なくとも住民票、戸籍等については地域局でも対応できるようにすべきと強く感じるのですが、如何ですか。町長の見解を求めます。

3. 加美区も、お悔み情報の防災無線での対応を

町長

3月3日からテレビのアナログ放送が廃止され、デジタル放送となり、アナログ対応でのテレビは映らなくなりました。各家庭でも、数台のテレビのうち、ややもすると高齢者の部屋にあるテレビはアナログ対応で、映らなくなった家庭もかなりあるようです。それやこれやも考えますと、現在中区・八千代区のみに放送されているお悔み放送を加美区についても対応することが、住民サービスの一助にもなると考えます。

防災無線本来の機能ではないことは承知していますが、合併前のかみテレビと違って多チャンネルでない、たかテレビですので、この際考え方を替えてはと思います。高齢者対応にもなりますので、是非明日からでも対応ができると考えるものですが、町長の見解を求めます。